第６０号議案

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例設定について

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市営住宅条例の一部を改正する条例

八王子市営住宅条例（平成９年八王子市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入居者の資格） 第７条　（略） ２　（略） ３　第１項第３号アに掲げる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　現に同居し、又は同居しようとする親族に**１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者**がある場合 ４　（略） （入居者の決定） 第１０条　市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、**公開抽せんにより、又は市長が別に定める基準に基づき、住宅に困窮する度合いの高い順により**抽出された者のうちから、次に掲げる者を選考し、入居者を決定する。 ⑴～⑹　（略） ２　（略） （同居の許可） 第１４条　入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させよ	（入居者の資格） 第７条　（略） ２　（略） ３　第１項第３号アに掲げる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 ⑴～⑶　（略） ⑷　現に同居し、又は同居しようとする親族に**小学校就学の始期に達するまでの者**がある場合 ４　（略） （入居者の決定） 第１０条　市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、**入居の申込みをした者について公開抽せんを行い、**抽出された者のうちから、次に掲げる者を選考し、入居者を決定する。 ⑴～⑹　（略） ２　（略） （同居の許可） 第１４条　入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させよ

うとするときは、省令**第１１条**で規定するところによるほか、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ２　（略） （入居の承継） 第１５条　入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令**第１２条**に規定するところによるほか、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ２　（略） （家賃の決定） 第１８条　市営住宅の家賃は、毎年度、前条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第３項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第２条及び令**第１６条第１項**に規定する方法により算定した額とする。ただし、第１６条の規定による入居者からの収入に関する報告がない場合において、法第３４条の規定による**報告の請求**を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 **２　市長は、市営住宅の入居者（省令第８条に定める者に限る。第３０条第３項において同じ。）が第１６条に規定する収入に関する報告をすること及び法第３４条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第２条及び令第１６条第１項で定めるところにより、省令第９条に定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。** **３**　（略） **４**　第１項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第３条及び令**第１６条第１項**に規定する方法により算定した額とする。 （収入超過者の家賃） 第３０条　（略） ２　前項の家賃は、毎年度、第１７条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種	うとするときは、省令**第１０条**で規定するところによるほか、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ２　（略） （入居の承継） 第１５条　入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令**第１１条**に規定するところによるほか、市規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ２　（略） （家賃の決定） 第１８条　市営住宅の家賃は、毎年度、前条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第３項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第２条及び令**第１５条第１項**に規定する方法により算定した額とする。ただし、第１６条の規定による入居者からの収入に関する報告がない場合において、法第３４条の規定による**請求**を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 **２**　（略） **３**　第１項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第３条及び令**第１５条第１項**に規定する方法により算定した額とする。 （収入超過者の家賃） 第３０条　（略） ２　前項の家賃は、毎年度、第１７条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種

の住宅の家賃以下で、令第８条第２項及び令**第１６条第１項**に定める方法により算定する。	の住宅の家賃以下で、令第８条第２項及び令**第１５条第１項**に定める方法により算定する。
３　市長は、市営住宅の入居者が第１項の規定に該当する場合において第１６条に規定する収入に関する報告をすること及び法第３４条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第１８条第２項の規定及び前２項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第８条第３項で準用する同条第２項及び令第１６条第１項で定めるところにより、省令第９条に定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。	
４　（略）	**３**　（略）
（高額所得者に対する家賃等） 第３３条　入居者が高額所得者である場合は、第１８条第１項及び**第２項並びに**第３０条第１項**及び第３項**の規定にかかわらず、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。	（高額所得者に対する家賃等） 第３３条　入居者が高額所得者である場合は、第１８条第１項及び第３０条第１項の規定にかかわらず、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（市営住宅建替事業等に係る家賃の特例） 第３８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに入居した市営住宅の家賃が、従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１８条第１項**若しくは第２項**、第３０条第１項**若しくは第３項**又は第３３条第１項の規定にかかわらず、令**第１２条**及び令**第１６条第２項**で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。	（市営住宅建替事業等に係る家賃の特例） 第３８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに入居した市営住宅の家賃が、従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、かつ、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１８条第１項、第３０条第１項又は第３３条第１項の規定にかかわらず、令**第１１条**及び令**第１５条第２項**で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）

別表（第３条関係）

名　称	位　置
（略）	（略）
同　　落合第二団地	同　　高尾町
（略）	（略）

別表（第３条関係）

名　称	位　置
（略）	（略）
同　　落合第二団地	同　　高尾町
同　　落合第三団地	**同　　高尾町**
（略）	（略）

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、第１４条第１項、第１５条第１項及び第１８条第１項の改正規定、同条第３項の改正規定（「第１５条第１項」を「第１６条第１項」に改める部分に限る。）、第３０条第２項の改正規定、第３８条の改正規定（「第１１条」を「第１２条」に、「第１５条第２項」を「第１６条第２項」に改める部分に限る。）並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。